

大蔵委員会議録 第九十六号

昭和二十七年六月二十四日(火曜日)

午前十一時二十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 重蔵君

委員 重蔵君 長規君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 友明君

理事 佐久間 徹君 理事 内藤 一郎君

理事 淺香 忠雄君 島村 一郎君

清水 逸平君 高間 松吉君

苦米地英俊君 夏堀源三郎君

三宅 則義君 宮藤 靖君

中野 四郎君

出席國務大臣 郵政大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員 大蔵政務次官 西村 直巳君

大蔵事務官 河野 通一君

(銀行局長) 大蔵事務官 高橋 俊英君

(銀行局長) 運用課長 寺本 齋君

郵政政務次官 白根 玉喜君

郵政事務官(簡易保険局長) 松浦 東介君

委員外の出席者 議員 松浦 東介君

参議院議員 大谷 豊潤君

大蔵事務官(理財局長) 宮川新一郎君

大蔵事務官(理財局長) 横山 正臣君

財局管理課長 稲増 久義君

郵政事務官(簡易保険局長) 稲増 久義君

運用課長 稲増 久義君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

六月二十四日

第一類第六号

大蔵委員會議録第九十六号

昭和二十七年六月二十四日

昭和三十七年六月二十四日

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(松浦東介君外三十三名提出、衆法第七六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件 連合審査會開會に關する件 高金利等の取締に關する法律案(内閣提出第一八四号) 接收資金等屬等の數量等の報告に關する法律案(内閣提出第二三二号) 簡易生命保險及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四二号) 資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四二号) 連合國財産の返還等に關する政令等の一部を改正する法律案(内閣提出第二四七号) 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(松浦東介君外三十三名提出、衆法第七六号)

未復員者給與法等の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一四号) ○佐藤委員長 これより會議を開きます。まず日本委員会に付託されました松浦東介君外三十三名提出にかゝる食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を議題として、提出者より提案趣旨の説明を聴取いたします。提出者、議員松浦東介君。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。 第一條中「検査」の下に「及飼料ノ價格調整ヲ為ニスル輸入飼料ノ買入、売渡、保管又ハ検査」を加ふる。 第二條、第三條及び第六條ノ五中「食糧」を「食糧及輸入飼料」に改め 第六條第一項中「食糧ノ売渡代金」を「食糧及輸入飼料の売渡代金」に、「食糧ノ買入代金」を「食糧及輸入飼料ノ買入代金」に改め、「運搬」の下に「並ニ輸入飼料ノ買入売渡保管検査及運搬」を、同條第二項中「輸入食糧」の下に「及輸入飼料」を加ふる。

附則 この法律の施行期日は、政令で定める。 ○松浦東介君 それでは私から食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。現在飼料の需給状況は、需要量に対して供給量が不足しているために、その価格は必ずしも低くないのでありますが、特に一部の主要な飼料につきましては、その価格も高く、またその生産の多い時期と消費の多い時期との間に

ずれがあるために、時期的に価格の変動が著しい状況であります。また飼料の輸入状況は、貿易業者が海外の生産の多い時期に多量に買入れようといひたし、輸入をした後の販売の見通しが容易でなく、また長期間にわたり手持ちをしておくことは困難でありますので、輸入のための資金の確保が十分でなく、輸入は活発でない状況であります。 一方、畜産経営の現況は、畜産業者はもろろん畜産農家においても飼料の自給は十分でなく、その経営費の中で飼料の購入費の割合はきわめて大きいので、飼料の価格が安定しなかつ低くなければ、その経営は安定せず、また成り立たないという状況であります。従つて家畜を導入するためにきつような措置を、強力で講ぜられたらなければならないのであります。今般有畜農家の創設をはかり、畜産の画期的な振興をはかるうとする施策の確立に伴い、ここに飼料の供給増加及び価格安定の措置をさらに推進する必要があります。

すなわち本改正案によりまして、政府は飼料の價格の調整をはかるために、食糧管理特別会計により特定の飼料の輸入買入れ、保管、売渡しを行わんとするものでありまして、これにより飼料の輸入を強力に促進して、供給の増加と價格の安定をはかり、もつて畜産の飛躍的な發展のための基礎を確立したいと思つております。 右のような理由によりましてこの法案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願い申し上げます。 ○佐藤委員長 本案に対する質疑は次會に譲ることいたします。

○佐藤委員長 次に高金利等の取締に關する法律案、それから接收資金等屬等の數量等の報告に關する法律案、簡易生命保險及郵便年金特別会計法の一部を改正する法律案、資金運用部資金法の一部を改正する法律案、連合國財産の返還等に關する政令等の一部を改正する法律案の五案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。夏堀源三郎君。 ○夏堀委員 資金運用部資金法の一部を改正する法律案について、二、三点郵政大臣に、それから局長さんに質問申し上げます。 この法案の審議にあつて各委員の質問に対する郵政大臣の御答弁、過般の参考人の陳述、それに私が五、六箇所出張のついでに調査いたしました事項等を総合いたしました。そして、その結果として重要な法案が一步誤ると、私どもの考えとしては非常に重大な段階に到達することをおそれるのであります。そこで根本の考え方は、この法

律案ばかりに限つたことではありませぬが、大きく民主政治の根本原則にもとらないようなことになつてはならない。そしてそれにふさわしい法律案でなければならぬ。それが一点、それからもう一点は摩擦があつてはならない。その摩擦というところが、結局すべての事業の発展に支障を来す。またこれを大きく申し上げますと、国家的な大きな問題であるから、国を誤るという事態に立ち至ることがあるというふうな考えであります。この二つの大きな問題、いわゆるこの原則的な考えからいへば、申し上げて、どういふ点があるのか、この原則にもとらぬところがあるのか、これを一つ申し述べて、簡単にまた後ほど御意見を承りたいと思つて、そこで過般來の各委員の質問に対して、郵政大臣及び政府委員の方からの御答弁は、国家の財政資金は効率的に運用することには何らの異議はない。その線に持つて行くこととする、することである。地方還元はそれを募集したその地区に返すという意味ではない。よつて許可の面において、あるいは調査の面において、重複しないようにする、こういう御答弁にあつたように承つておりますが、そう了解してよろしうございませうか。まずそれを伺います。

○佐藤國務大臣 國家の財政資金の効率的運用、それは當然のことであり、同時に運用するという立場は、その金を借りるという方面につきましても十分の考慮をしなければならぬものである。かように私も考えております。同時にまた地方還元と申しますことは、これは集めたものをその地方に直接返す、かような意味合い

のものではないということ、今までにたゞ／＼申し上げておるのであります。資金は中央、地方を通じて國の財政資金になつて参るのであります。それがまた集まつたところとは別な立場において還元をされておる。これが理論的にはさういふことになるのだらうと思つて、實際的には相当今までも考慮をされておる、かように考えておる次第であります。また事務の取扱ひにおきまして、許可または調査等の重複を避けると申しましたことは、郵政省といたしましては地方起債の許可権はないのでございませぬ。ないのでございませぬから、重複するものもないわけにございまして、関係者としては十分その点を了承いたしておるわけでありませぬ。調査事項等につきましても、許可をいたしませんに必要な調査は私どもはもちろぬいたさない。これだけはつきり申し上げる次第でございませぬ。

○夏堀委員 郵政大臣としては、その御答弁はこの前にも承つておるのですが、この前よりは少し何か食い違ひではありませぬけれども、多少気分的にちよつと婉曲に、お考えを多少でも改めたのじやないかというふうな感じがいたします。それはどうでもよろしいのですが、そうしたような御答弁が、實際の運営にあつたその通り下部においてやるかと申しますと、今の段階においてはさう考へておらぬといふことが、この間の参考人の陳述及び私の調査でわかつて来たので、非常に不安を感じて参つたのであります。それでどこに不安を感じたか。過般私が質問申し上げた際に、募集ということと運用権ということの関連にお

いて、志氣の高揚という点も申し述べようといひました。閣下質問で、その方へ質問を譲つたので、そのまゝになつておられます。下部の地方の郵便局長さん方の現在考へておるのと、非常に大幅な食い違ひがある。しかし私の調査したことは、だれから聞いたか、どうして調査したか、どこに証拠あるか、こう申し述べたことは、ちよつと今のところでは遺憾しい。ただ結果において現われておるといふこと。さういふ意味で、運用権と募集というところが、地方還元であればこそ、たとえば甲の地区から募集したものは、その甲の地区の学校その他の公益事業に投資するのだといふことによつて、やはり志氣の高揚といふことにもいわれることであつて、これを一般に財政資金の効率的運用という面に行つて、その点でも考へて、募集員は決して、今までよく申されました奨励金とか生活とか、さういふもの以上を考へて活動するといふことはさうないだらう。そこで私は志氣の高揚といふ点も、地方還元という点あればこそ志氣の高揚になるのであつて、さうじやなくて、全体の効率的運用という國家の財政面の運用をもつて説明したところで、それはつきりわからぬ。わからぬし、さうしてそのために特に活動を猛烈にやつてみようといふことはおそろくないだらう、こう私は考へておられます。さうした面は、特に地方還元といふことをこの委員会御答弁になつたようなことは、地方において手頭考へておらぬやうです。さういふこととおつしやれば、それは水かけ論になるかもしれませぬけれど

も、これは結果において現われることであつて、さういふ政府の御答弁になつておるやうなことは、毛頭考へておらぬやうです。これはこの間の郵便局長さん、横山さんと申しましたか、あつた。その他の、私の調査した郵便局長の連中の説明にもよく現われております。極端に言へば、さういふやうなことで、われ／＼はむしろ反対せざるを得ない。もつとわれ／＼の納得した線で、この法律案を審議してもらいたいといふことを言つておる人もあります。さういふやうなことが、運営の上において今後現われる場合に、政府の考へておること、實際の下部の活動とは非常に食い違ひがあるといふこととす。さうして地方の自治体の考へておることも、何かしら煩雜で非常に複雑な面も、これから出るのじやないだらうかといふおそれもあると考へます。さうした点からいつて、現在郵政大臣以下各政府委員の御答弁になつたそれと、實際の運営の面とは食い違つて来るじやないだらうか。さうなつて行きますと、先ほども申しました一般の広く考へておる——いわゆるすべて民主的な考へで、さうあつてほしいという点のそれと、政府の答弁及びこの法律案の内容等において食い違つて来るじやないか、これを私どもはおそれるのであります。それによつて摩擦を生ずることは、大きな國の損失となつておる。さういふ点をおそれるのであります。今申し上げたことについて、何かさうじやないかといふやうな御意見がありましたら、承りたい。

○佐藤國務大臣 郵政省の扱います簡易生命保険あるいは郵便年金等の取扱





おそらく大蔵大臣も同様なことを考へておられるのではないかと思ひます。と申しますのは、この復元の法案は、次官會議においては結局結論を得ないで、閣議におきまして大臣同士でこの案をきめた。この一事をもつていたしましても、両省事務当局間においてそれの主張があつたといふことは、これはもうはつきりしている事実であります。私はこの事実を否定しようとはいたさないものであります。しかしながらこの問題の結末を、ただいま御審議をいたしてあります。御審議の形において処理するといふことは、両省の事務当局に付なると申します。國務大臣の責任におきまして、両省大臣が最終的な結論を出した次第なのであります。従ひまして、私もこの両省の事務当局間の対立した意見が、さらに内閣自身の対立意見にまで発展してゐるとは考へておりません。私自身もいわゆる官僚の出身であります。従ひまして、事務を担当してあります諸君の氣持につきましては、あるいは皆様方よりか私の方が理解が深いかわからない。この意見が対立いたしますゆえんのもの、いわゆる官僚なるものはまことに忠実なものであります。従ひまして自分たちが担当してあります職務の遂行につきましては、だれにも譲らないだけの見識と申します。一つの意見をもつておられるが、官僚として当然のことなのであります。その立場において主張いたします事柄を、ただ摩擦という形において非難するとは、やや実情に合わない点があり、同時にまた日本の行政組織に対しての御理解の点から申しまして、やや無理ではないかと思つております。で、

私も閣議におきまして最終決定をいたしました状態は、ただいま申し上げるような点を勘案いたしまして、最後に、これは事務当局とは別に、やはり國務大臣の資格において最終的決定をするのが望ましいことだ、また両省の事務当局相互間の対立を激化させないゆえんだ、これが私どもの最後の結論なのであります。これは官僚が、自分たちが担当してあります業務と同時、非常に忠実であるといふことと同時に、官僚は組織によつて動くものであります。個々ばらばらに独立した見識を持つてゐるのではない。やはり上司の命を受けて行動をいたすものが官僚なのであります。かような意味合いにおきまして、両省間の摩擦あるいは対立を激化させない、かような意味合いにおいての最終的な閣議決定をいたしたような次第なのであります。この点につきましては、今後ともかような問題を引きつらぬ。その点はただいま夏堀委員から御指摘の通り、両省を担当いたします者として、ましては、十分部下職員の間等につきましても責任をもつて監視する要があるだろう。そうして本来としましては、どこまでも政府としてつばな業績を上げて行くように、指導監督すべき責務が私どもにあるわけでありませう。この両省の間の摩擦についての私の感じ、所見はただいま申し上げる通りでございます。

そこでも簡易生命保険の事業を公共企業に移す考へがあるかないか、こういうお話がありました。簡易生命保険は、政府事業として出発いたしました。今日まで公共企業へ移行するといふようなことは、いまだ考へたことは全然ない次第であります。これだけの結論を申し上げて、私のお答へいたす次第でございます。

○夏堀委員 これは政府委員の方にお伺ひいたしますが、二十六年三月末、二十七年三月末のこの貸付残高はどうなつておりますか。

○白根(五)政府委員 たいまい手元を持つておる資料は、契約者貸付の全体の資料だけしか持つておりません。そのうちの団体貸付はどのくらいであるか、これはまだはつきりわかつておりませんが、二十六年の三月末で、契約者貸付の全体の額は三億八千五百万円、この中に団体貸付はどのくらいあるかはあとで資料としてお出しします。それから二十七年の三月末現在で、契約者貸付が十四億一千五百万円、このうちに団体貸付がどのくらいあるかはつきりませんが、大体一割程度ではないか、一億五千万円程度ではないかと思ひますが、なおはつきり……。

○佐藤委員長 次に、去る六月二十日本委員会に付託と相なりました参議院提出の未復員者給與法等の一部を改正する法律案を議題として、提案者より提案理由の説明を聴取いたします。提案者参議院議員大谷登潤君。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案

未復員者給與法等の一部を改正する法律

第一條 未復員者給與法(昭和二十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第六條 次のように改める。

第六條 創設

第七條中「及び連合国軍の命令により戦争犯罪人として処刑された者」を削る。

第二條 特別未帰還者給與法(昭和二十三年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「同様の実情にあるもの」の下に「及び日本国との平和條約第十一條に掲げる裁判により拘禁されてゐる者」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月二十八日から適用する。

○大谷参議院議員 たいまい議題となりました未復員者給與法等の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

未復員者給與法は、元の陸海軍に属してゐる者が復員するまでの間、本人に俸給及び扶養手当を支給し、復員後においては帰郷旅費の支給及び療養の給付等を行うことを規定したものでございまして、従来戦争犯罪人または戦争犯罪人容疑者として逮捕、抑留、処刑された者には、俸給、扶養手当及び帰郷旅費は支給されなかつたことになつておりました。本年四月二十八日に日本国との平和條約の効力発生に伴ひまして、連合国軍最高司令官の権限が消滅いたしましたので、今後は新たな戦犯の発生は考えられず、かつ條約発効後においては、戦争犯罪人でありました者の取扱ひにつきまして、他の法令、たとへば恩給法におきましても、その権利の復活を認める方向に進んでおりますので、この際未復員者の給與に關しては、戦争犯罪人に対する特別扱いを改めることといたしたいと存するのであります。

改正案の第一條の改正規定は、未復員者給與法中の戦犯関係條項を削除いたしまして、戦犯を理由とした差別扱いをしないこととしたのであります。しかしながら戦争犯罪人の中には、元の陸海軍に属してゐない者もあり、また内地において拘禁中の者もあります。未復員者給與法の改正だけではすべてが救済されませんので、これらの者を特別未帰還者の中に包含させて、特別未帰還者給與法の適用を受けることができるようにいたしました。改正案の第二條は、このことを規定したのであります。特別未帰還者給與法は、未復員者給與法をそのまま準用いたしておりますので、この二つの法律の改正によつて、戦犯者の以前における所屬が旧軍關係であるといふことを問はず、同一の取扱ひを受けることとなるのであります。なお従来未復員者給與法の取扱ひとしまして、戦犯が確定いたしますと、元の陸海軍に属してゐた者も未復員者名簿から抹消する手続をいたしまして、未復員者給與法の適用から除外いたしておりましたので、この特別未帰還者給與法の適用によつて救済されることとなるのであります。

現在拘禁中の内外地の戦争犯罪人は、その数合せて千二百四十一名でございまして、これらの者に対しては、その釈放に關する民間運動も展開されつつあり、また国会におきましても、さきに戦犯在所者の釈放等に關す



戻その他特別の利益を提議する行為」があつてはならない、民間においてはこういう取締りの法律によつて縛られておる。しかし官業であればそれはよろしいのだというところは当らない。特に地方自治法の二百五十條によつて、これははつきりと、そういうものは許可もできないし、やることもないし、かつてなふるまいはいかぬというところが規定されてありますので、これを逸脱して、かつてに募集員が奨励金をしきりに、そして地方自治体が各市町村の責任において、この保険金額をまとめてほしいということによつて、学校は建つたにせよ、あとの始末に困るということになれば、これはたいへんな問題になります。しからばそういうことはないかといへば、現在でもあるということをお聞きして、現在でも、今後は何倍にもなるんじゃないかというところが予想されるであらう。そういう点は何かあつて、これまで大臣あるいは局長さんの御意見、御答弁の趣旨と地方のそれと非常に食い違つて行くのじやないだろうか。ここにあなた方の運営の中に非常に困つた問題がありはせぬのか。現在あるものを今後ないと言ふことは言えない。それを私は指摘するのであります。そういうところは今ここで断然ないとおつしやつたところで、それは言う必要はないのであつて、私は現実にあるということの証拠をちゃんと持つておられます。しかしそれを今ここでどうこう申しませぬ。今後拡大されるおそれがあり、そういう場合に民間の保険の取締りについても、法律の第十六條に違反規定が定めてありますので、そこで官業にお

いてもこれと同様の方法をもつて、あとで地方自治体にこれを無理にしないで、非常に迷惑をするというようなところがあつてはならない。これを私は申し上げるのであります。局長さんにこれを今ここで答弁せよと申しましたらお困りであろうと存じますので、あえてすぐ答弁せよとは申しません。けれども答弁しようというなら、それは御自由です。これは実際あり得ることです。そういうことは今申し上げたことによつて、趣旨も立たぬのでありますから、そういうことがあつてはならぬというようなことを、法律の上において定めることがよろしいのじやないか。民間の違法行為に対するそれと同様に、官業も法律によつてこれを規定すべきじやないだろうかということをお聞きして、私には考へておるのであります。こういう点はいかがでございませうか。

○白根(玉)政府委員　そういう事実が全然ないとは私も申し上げません。ただ現状におきましては、契約者貸付の申請があつたら、貸さなければならぬという約款上の規定になつておられます。従ひまして現状ではそうでございますが、ただいまの夏畑先生の御心配の面もごつともございまして、そういうようなご指摘のなやり方をやらないように、約款上——これはいろいろごまかひので、法律は約款に譲つておられますが、約款改正の際にはできるだけ考慮いたしたい、かように存じております。

○夏畑委員　どうも御答弁はうやむやで、何かしらあるようでないようです。これはあることはわかつておる。それを今後継続してやるのがよくない、よつてこれを法律によつて定めなければならぬ、こういうことを今申し上げるのであつて、ほんとうならば、郵政委員会がこの間審議されたあの法律案にこれを定むべきものである、これ考へるのでありますけれども、これは参議院も通つたさうでありますから、よつて今後研究して、これが必要とあれば、大蔵委員会においてこうした面も考へてみたい、こう私たちは考へております。そこで先ほど郵政大臣は、わかつたようなわからないような御答弁をされましたけれども、ちつとも要領を得ておりません。私の質問せんとするところは、もつと大きな面を、こういうことのおそれありということをお聞きして、それをどうだとか、さうでないとかいつて、全然要領を得ておりません。しかしきよは時間はありますから、これはあとに譲ることといたします。

ただ、今私が申し上げたことは、今後運営の上において、私の今申し上げたようなことがあり得るであらう、こゝろを思ひますので、それがあつては困ることがいいじやないか。これは取締り以外のことで、すべの運営の上についてです。当委員会において何か修正案も研究になつておるようでありまうが、本当なれば私は、この修正案を今修正をしたところで、先ほど私が申し上げたような大きな面において、根本からこれを解決しなければならぬから、そこで公共企業体となれば一番いいじやないかと考へておられますけれども、郵政大臣はまだ考へておらぬということでありまう。考へておらぬでも、いつかはそういう時期が来るであらう、こう私は考へております。先ほど郵政大臣及び局長さんに私の質問したことが、その通り行つたならば、それはたいへんな問題であるから、私は憂慮の余り質問申し上げておるのであつて、決して悪意があつて、郵政省をこつちめてやるうというやうな、ちつぽけなことは考へておりませんが、そういうことがあつたら困る。しからば、ないとおつしやつたところで、結果に現われることをどうするか。これは、郵政大臣は降りましたけれども、私が申し上げたことは、さうじやない、こうするとおつしやつたところから、結果において現われたらばどうするか。私はもうはつきり申し上げておきます。さうなるおそれではない、法律によつてすべてのことをきめておかなければならぬ。一片の答弁によつてこうだと言つたところで、その記録をたどつて行つて、こういうことを大臣は言つたじやないかといつたところで、運営の面において地方の郵便局などではわかりません。であるからやはりすべての運営においては、できるだけ法律の制定において、これを決定しておかなければならぬと考へるのであります。時間もありませんから、きよは、この程度にして私は質問を終ります。私が、私は責任をもつて今申し上げたのでありますから、郵政大臣は御都合によつて退席いたしましたけれども、夏畑はこういうことを言つた、もしあつたらどうするかといふことにならぬと、あとで責任問題になると思ひます。そういう御迷惑はかけたくないから、すべて法律によつて修正するもの

は修正しておいたらいじやないかというところを、好意的に申し上げたいということをお伝え願ひたいと思ひます。

○佐藤委員長　なおこの際、接收貴金属等の数量等の報告に関する法律案を追加議題といたしまして、三案に対する質疑を続行することといたします。

○中野(四)委員　申すまでもなく、会期も非常にデリケートな關係を生じておると言つていいのです。しかも委員会でも要求をしておる資料というものが、はなはだ遅々として委員会に提出をされたいというところは、あらゆる法案を審議する上において重大な支障を来すと思つております。特に御承知の通り、先日来この接收貴金属等の數量を報告せしめる法律案を提案するにあつては、少くとも大蔵省が当時これに關與したかしないかということが重大なポイントであります。ところが先日の來の証言によれば、大蔵省は關與をしたという事実を証するために、当時の記録があるというのですから、従つてこれを出してもらいたい。委員会においてもこれを要求したはずであります。もう三日間も経た本日、なおこの資料が提出されてないといふことは、委員会が少し軽視されておるのじやないですか。大蔵省当局に向つて委員長から、本日嚴重なる催告をしていただきたいと思つております。そうして資料がここに提出されましたから、この法案に対しての質疑を継続したいと思つております。他の委員諸君の質疑はともかくも、私は少くともその入手経路の不明なダイヤモンド、しかもダイヤモンドの品質、品位、あるいはそのおよ

その価格というものが明確にされず、その資料は提出されず、特に大蔵省に接収当時関與した中央生活物資活用協会のその当時の記録を、この委員会へすみやかに出していただくように、委員長から御催告を願いたいと思う。その二つの資料が出ましてから、この問題についてはさらに継続質疑を行つて行きたいと思うのです。さらにこの際私は委員会にお諮り願いたいと思ひますことは、これは政治折衝と云う方がよいかもしれませんが、先日来自由黨所屬の委員諸君からいろ／＼親切な御忠告があつて、品質、種類というようなものを今ここで短かい期間の中で現わすことは、なか／＼大蔵省もたいへんであろうから、何らかの考へ方があるならばというようなお話があつたので、私もその立場を勘案いたしまして、大蔵省の管理課長とも話をし、現物の写真を提供してくれるならば、これでもしんぼうしようとして譲歩をしていたのですが、ここにおいでになる佐久間徹君から、この火曜日にならば大体写真だけでもというお話がありましたが、火曜日の午後この委員会終了後において、おはからい願つてけつこうだと言つておわかれしたのでありますが、どういふ形になつておりますか。委員会終了後でけつこうですから、理事会をお開きになつて、その回答もあわせてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○佐藤委員長 委員長から申し上げますが、資料の点に關しましては委員長も全然同感でございますので、嚴重に政府に申入れをすることにいたします。写真の点につきましては、後刻理事會を開いてよく協議して善処いたしますから、さよう御了承願ひます。時間も大分たちましたので、午前はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩をいたすことといたします。  
午後零時三十六分休憩  
〔休憩後は開會に至らなかつた〕

昭和二十七年六月二十八日印刷

昭和二十七年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所